

福岡 1 丁目地区地区計画

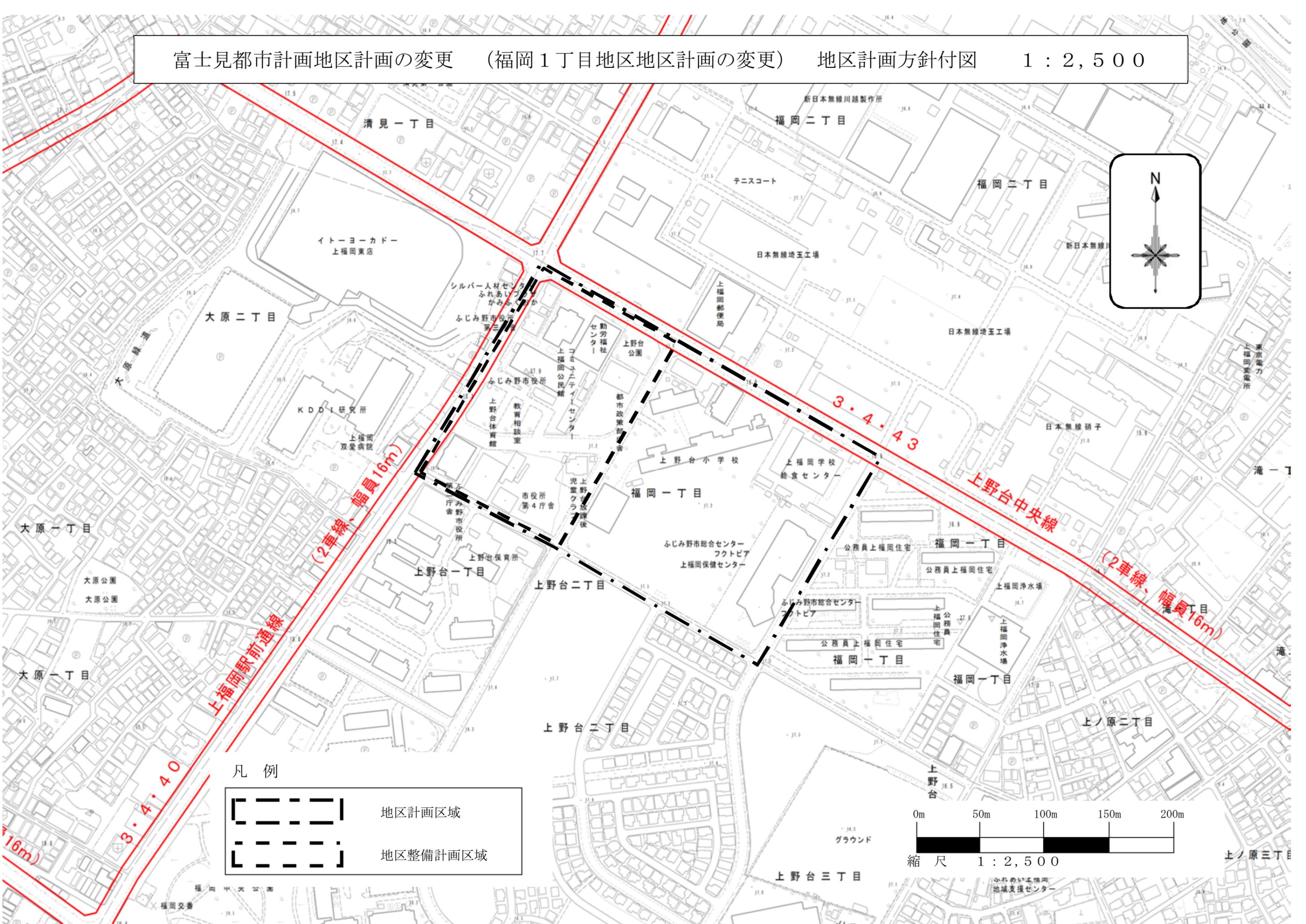
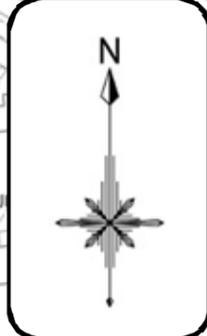
決定：平成 7 年 12 月 22 日（上福岡市告示第 167 号）
 変更：平成 19 年 2 月 2 日（ふじみ野市告示第 24 号）
 変更：平成 29 年 8 月 18 日（ふじみ野市告示第 228 号）

名 称	福岡 1 丁目地区地区計画	
位 置	ふじみ野市福岡一丁目の一部	
面 積	約 6. 2 h a	
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は東武東上線福岡駅から北東約 1 k m に位置しており、すでに市庁舎、勤労福祉センター、小学校等が立地している。今後とも、市の行政、文化、福祉等の拠点としての土地利用が見込まれる。</p> <p>このため、適正な規制・誘導を行うことにより、ゆとりある快適な公共施設地区の形成を図ることを目的とする。</p>
	区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>道路、公園及び緑地を維持保全するとともに、区域内道路において緑化並びに歩行者通行空間の充実を図る。</p> <p>ゆとりある快適な公共施設地区の形成を図るため、建築物の用途の制限を行うとともに、建築物の壁面の位置の制限を行う。</p>
	土地利用に関する方針	<p>主として公共施設等の立地を誘導し、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設などが充実した地域生活を支える拠点としての土地利用を図る。</p>

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	A 地区（第二種住居地域）
		区分の面積	約 2. 2 h a
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これらに類するもの 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第 1 3 0 条の 6 の 2 で定める運動施設 4 ホテル又は旅館 5 自動車教習所 	
壁面の位置の制限	<p>計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱までの距離は 1 m 以上とする。</p> <p>ただし、現に存する建築物等については適用しない。</p>		

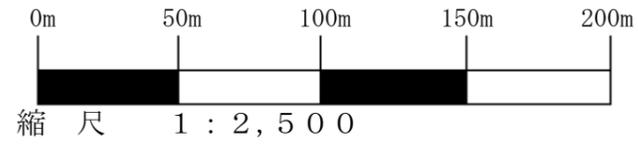
「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

富士見都市計画地区計画の変更 (福岡1丁目地区地区計画の変更) 地区計画方針付図 1:2,500

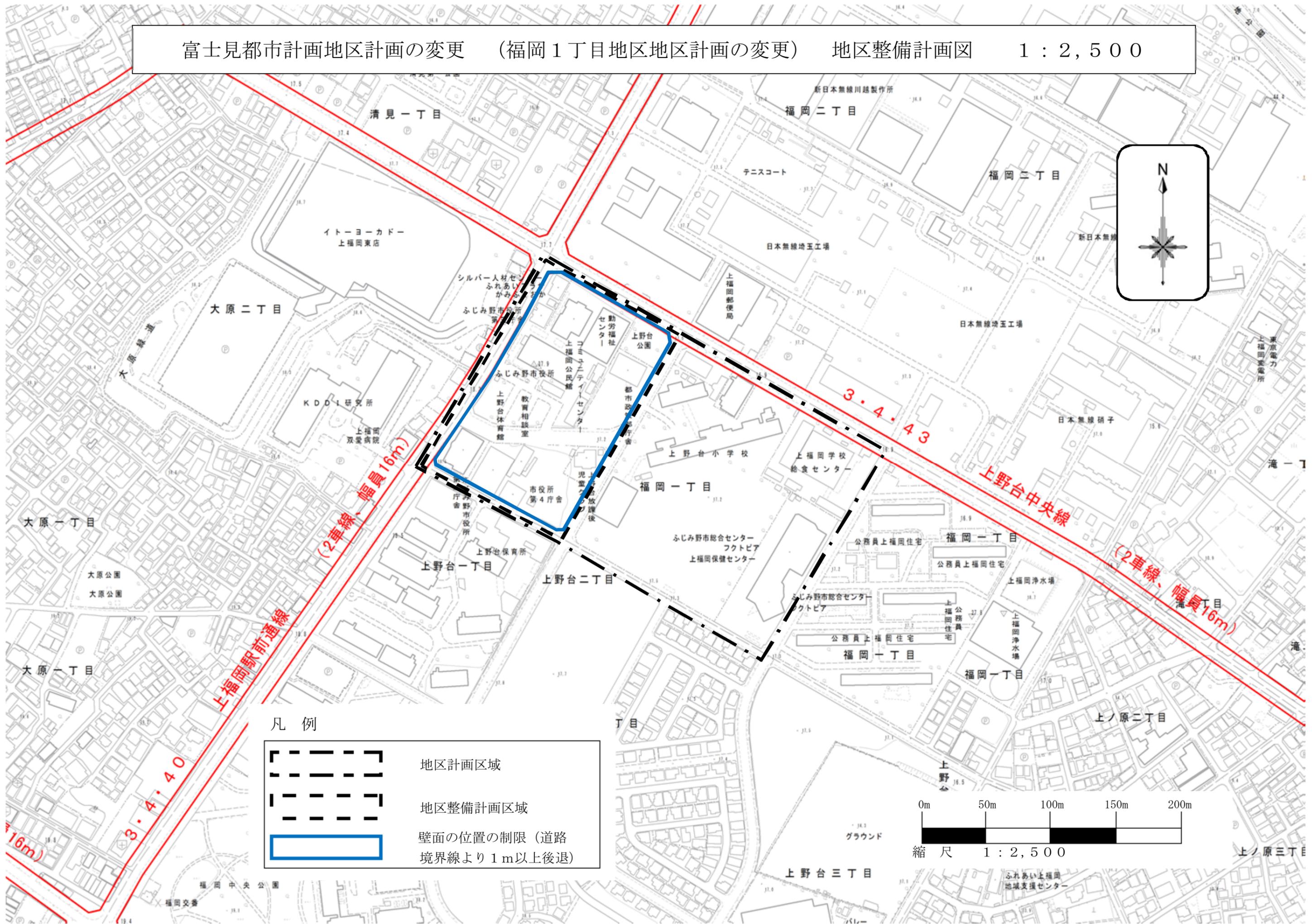


凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域



富士見都市計画地区計画の変更 (福岡1丁目地区地区計画の変更) 地区整備計画図 1:2,500



凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	壁面の位置の制限 (道路境界線より1m以上後退)

